

# 第2次 豊橋市環境基本計画

地球の未来 ここから始めよう

改訂版



平成28年3月  
豊橋市

## はじめに

豊橋市は、希少な動植物が生息する石巻山を含む弓張山地や、三河山間部を源流とする清流豊川、国内有数の渡り鳥の渡来地である汐川干潟、アカウミガメが産卵に来る表浜海岸などがあり、豊かな自然環境に恵まれています。

この豊かな自然と人々が共生できる環境を創造し、将来の世代に継承していくために、平成23年に第2次豊橋市環境基本計画を策定し、環境の保全に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進してまいりました。

その結果、住宅や公共施設への太陽光発電の導入が進んだこと、下水汚泥や生ごみなどを使ったバイオマスエネルギーの活用に着手したこと、本市発祥の530運動が40周年を迎えることができたことなど、市民の皆様のご理解やご協力を得ながら、一定の成果をあげることができました。

こうした中、平成23年3月の東日本大震災の発生などをきっかけとして、市民・事業者の環境保全に対する意識は大きく変化し、環境に配慮した持続可能な社会への転換がこれまで以上に求められるようになりました。

この度の計画の改訂にあたり、上述した社会経済情勢の変化に対応するとともに、生物多様性の保全や微小粒子状物質（PM2.5）による環境汚染、顕在化する地球温暖化問題など、ますます複雑化、多様化している環境問題への対応も踏まえたものとなりました。

本計画を実りあるものとするために、530運動発祥の地としてふさわしい環境に配慮したまちづくりを進め、本計画の目指す環境像『未来へつなぐ 豊かな心と自然が織りなすハーモニー』を実現していきたいと思えます。そのためには、引き続き、みなさまのご協力が欠かせません。市民・事業者・行政のそれぞれが適切な役割を担い、連携・協力しながら、再生可能エネルギーの利活用やごみ減量・リサイクルを推進し、美しい自然と豊かな恵みを、次代を担う子供たちに引き継いでいきましょう。

最後になりますが、本計画の改訂にあたってご審議いただいた豊橋市環境審議会の委員のみなさま、貴重なご意見をいただきました多くの市民・事業者のみなさまに、心よりお礼申し上げます。

平成28年3月



豊橋市長 佐原 光一

# 目 次

1	計画の基本的な考え方	1
1.1	計画策定の背景	1
1.2	計画策定の目的	2
1.3	計画の位置づけと役割	3
1.4	計画の期間	3
1.5	計画の対象範囲	3
2	本市の概要	4
2.1	位置・地勢	4
2.2	気 候	5
2.3	自 然	5
2.4	人 口	7
2.5	交 通	8
2.6	文 化	9
2.7	産 業	10
2.8	土地利用	10
3	計画の目指すもの	11
3.1	基本理念	12
3.2	環境像	12
3.3	環境目標	13
4	目標の達成に向けた施策	18
	環境目標Ⅰ 低炭素社会の実現により保全する地球環境	18
	基本施策Ⅰ-1 環境に配慮したエネルギーの利用促進	18
	基本施策Ⅰ-2 エコモビリティライフの推進	24
	環境目標Ⅱ 多様な生物が生息し、人と共生する自然環境	26
	基本施策Ⅱ-1 生物多様性の保全	26
	基本施策Ⅱ-2 森林の保全と利用の促進	30
	基本施策Ⅱ-3 河川・海岸・ため池の保全	32
	基本施策Ⅱ-4 農地の保全	34
	基本施策Ⅱ-5 水と緑のネットワークの充実	36

環境目標Ⅲ 資源を大切に、循環を基調とする社会環境.....	38
基本施策Ⅲ-1 ごみ減量の推進 .....	38
基本施策Ⅲ-2 リユース・リサイクルの推進 .....	40
基本施策Ⅲ-3 環境美化活動の促進.....	44
基本施策Ⅲ-4 水資源の節約と有効利用.....	46
環境目標Ⅳ 健全で快適な生活環境 .....	48
基本施策Ⅳ-1 大気環境の保全及び騒音・振動・悪臭の防止.....	48
基本施策Ⅳ-2 水環境及び土壌・地盤環境の保全 .....	52
基本施策Ⅳ-3 ゆとりある生活空間の創出 .....	56
基本施策Ⅳ-4 ヒートアイランド対策の推進 .....	58
環境目標Ⅴ 環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境 .....	60
基本施策Ⅴ-1 環境に関する教育啓発の推進 .....	60
基本施策Ⅴ-2 環境保全活動の推進.....	64
基本施策Ⅴ-3 文化の継承と活用.....	66
5 計画の推進に向けて.....	72
5.1 各主体の役割.....	72
5.2 広域的な連携.....	72
5.3 計画の進行管理 .....	73
5.4 環境配慮指針について .....	75
資料編.....	77
豊橋市環境基本条例.....	78
豊橋市環境審議会規則 .....	82
豊橋市環境調整会議規程.....	83
豊橋市環境審議会委員名簿 .....	85
策定の経過.....	86
用語解説 .....	87

本文中の \*は、P87 からの用語解説で解説  
しています。

## 豊橋市環境基本条例 前文

私たち人類は、これまで豊かな自然の恵みに支えられて、生命をはぐくみ、歴史を刻んできた。

しかしながら、近年の急速な科学技術の発達により私たちの生活が便利で豊かなものになる一方で、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴い、資源・エネルギーが大量に消費され、いつのまにか多大な負荷を環境に与えるようになり、いまや人類の存続の基盤である地球の環境が脅かされようとしている。

緑の山野と雄大な海に囲まれた私たちのまち豊橋でも、都市化の進展に伴い、環境への負荷がもたらされ、河川・三河湾の水質の汚濁、大気汚染などによる自然環境や生活環境への影響が懸念されている。

もとより、私たちは、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を市民が共有するかけがえのない貴重な資源として、将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

今こそ私たちは、人間にとって真の豊かな生活とは何かを真剣に考え直し、地球的視野に立って、自主的に社会経済活動による環境への負荷を減らし、すべての者が一体となって、持続的な発展が可能な社会を構築していかなければならない。

このような認識の下に、人と自然とが共生できる恵み豊かな環境を創造し、将来の世代に継承していくために、ここに、この条例を制定する。